

◎新潟県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月6日

新潟県上越地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 上越飯山線
- 2 道路の位置
上越市板倉区針字三本柳1181番2から同市板倉区針字三本柳1166番7まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 針町内会長
所在 上越市板倉区針1101番1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面によるところとする。
- 5 管理の期間
令和4年10月7日から当該施設の存続する日まで